

# 東金税務署からのお知らせ

## 平成26年分確定申告の相談

平成26年分所得税・個人事業者の消費税、贈与税の申告・相談・提出は、平成27年2月13日(金)から東金商工会館1階で受け付けます。

また、平成27年1月5日(月)から2月12日(木)までは、東金税務署には確定申告会場を設けていませんので、時間がかかる場合があります。

国税庁のホームページで作成し、電子申告、または郵送で提出いただくようご協力をお願いします。

### ●確定申告相談・作成会場

#### 期 間

平成27年2月13日(金)～  
3月16日(月)

※土・日曜日を除く。

#### 受付時間

午前8時30分～午後4時  
(提出は午後5時まで)

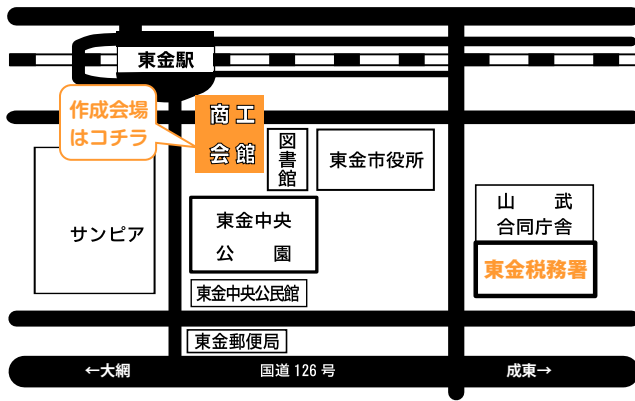
#### 相談開始 午前9時

#### と ころ

東金商工会館1階

(東金市東岩崎1-5)

※申告会場及び税務署の駐車場は利用できません。



### ◆問い合わせ

東金税務署個人課税第一部門

☎0475(52)3121

### 『県税特別徴収対策実施中』

#### 自動車税の滞納処分を強化

千葉県では、自動車税の未納額の縮減のため、11月から3月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。自動車税が未納の場合は、至急納付してください。



◀ 自動車の差押え

### ◆問い合わせ

東金県税事務所 ☎0475-54-0223  
千葉県総務部税務課 ☎043-223-2127

国税局・税務署

**e-Tax** で法定調書も提出できます。  
～是非ご利用ください～

あなたにとっても、  
イータックス。 e-Tax

イータックス 検索

法定調書は、インターネットを利用したe-Tax(国税電子申告・納税システム)や、光ディスク等(CD、DVD、MO、FD)で提出することができます。詳しくは、e-Taxホームページ、または最寄りの税務署へお問い合わせください。

● e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

※「平成26年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書(合計表)」の提出期限は、平成27年2月2日(月)です。

◆問い合わせ  
東金税務署管理運営部門 ☎0475-52-3121

「買わない」、「売らない」、  
「使わない」  
不正軽油流通防止

① 軽油は県内で買いましたよう  
軽油引取税は、軽油を購入  
した販売店の所在する県の  
収入となり、教育・福祉・  
道路整備などに使われます。

### ② NO! 不正軽油宣言

不正軽油の製造・販売・使  
用は、軽油引取税の脱税だ  
けでなく、県民の健康や地  
域の環境に悪影響を与える  
悪質な犯罪行為です。  
不正軽油の販売や使用の防  
止にご協力をお願いします。

### ◆問い合わせ

佐倉県税事務所軽油引取税課  
☎043(483)1116

